

第 8 号議案

系統アクセス業務の実施に関する規程の制定について

(案)

別紙のとおり、本機関における系統アクセス業務の遂行に必要となる規程を制定する。

以上

【添付資料】

別紙 系統アクセス業務の実施に関する規程

系統アクセス業務の実施に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第61条に基づき、定款第34条第5項第7号に定める系統アクセス業務を円滑かつ適切に実施するため、事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、回答その他の系統アクセス業務の実施に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において使用する用語は、特に定めのない限り、定款及び業務規程において使用する用語の例による。

(系統アクセス進捗会議)

第3条 本機関は、系統アクセス業務に関する専門技術的な事項を審議し、適切に系統アクセス業務を実施することを目的として、系統アクセス進捗会議を設置する。

2 系統アクセス進捗会議は、計画担当理事を議長とし、計画担当理事、計画部長及び系統アクセス室長（以下「室長」という。）その他議長が指名する役員により構成する。

3 議長は、系統アクセスの個別案件に関する進捗状況の確認及びその方針の検討、系統アクセス業務改善の検討その他の系統アクセス業務に関する事項を審議するため、系統アクセス進捗会議を開催する。

4 室長は、次条第1項第4号又は第5条第1項第4号ただし書に基づき決裁を行おうとする場合、その決裁に先立って、系統アクセス進捗会議の審議を経るものとする。

(事前相談)

第4条 本機関は、次の各号に掲げる事前相談に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。

一 事前相談の申込書類の受付及び申込書類の修正の要請 系統アクセス室副室長（以下「副室長」という。）

二 事前相談に関連する会員に対する各種依頼・要請 室長

三 事前相談に対する回答遅延の理由等の説明 室長

四 事前相談に対する回答 室長

2 本機関は、アクセス業務進捗会議における前条第4項の審議において、議長が必要と認める場合には、前項にかかわらず、理事会で議決し、事前相談に対

する回答を行う。

(接続検討)

第5条 本機関は、次の各号に掲げる接続検討に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。

- 一 接続検討の申込書類の受付及び申込書類の修正の要請 副室長
- 二 接続検討に関連する会員に対する各種依頼・要請 室長
- 三 接続検討に対する回答遅延の理由等の説明 室長
- 四 接続検討に対する回答 理事会。ただし、次のア又はイに該当する案件については、室長。

ア 発電設備等の増設又は更新に伴う検討であって、新たな発電抑制等の運用対策及び自身の電源線以外の流通設備の増強工事のいずれも不要である回答である場合（ただし、連系先が上位2電圧未満又は既設の電源の最大受電電力の増加する量の合計が、10万キロワット未満である電源に関するものに限る。）

イ 発電設備等の新規連系に伴う検討であって、系統側の制約による発電抑制等の運用対策及び自身の電源線以外の流通設備の増強工事のいずれも不要である回答である場合（ただし、連系先が上位2電圧未満又は設置しようとする発電設備等の出力の合計が、10万キロワット未満である電源に関するものに限る。）

- 2 本機関は、アクセス業務進捗会議における第3条第4項の審議において、議長が必要と認める場合には、前項にかかわらず、理事会で議決し、接続検討に対する回答を行う。

(決裁にあたっての留意事項)

第6条 室長及び副室長は、前2条に基づき、系統アクセス業務に関する事項について決裁を行う場合は、本機関の業務規程及び送配電等業務指針への適合性を十分に確認しなければならない。

- 2 室長は、第4条第1項第4号及び前条第1項第4号ただし書に基づき決裁を行う場合は、系統アクセス進捗会議の審議の結果にしたがって、これを行わなければならない。

(事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式)

第7条 本機関は、次の各号に掲げる事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式（以下「回答書等様式」という。）に関する業務について、同号に掲げる者の決裁に基づき、これを行う。

- 一 回答書等様式の策定及び変更 理事会。ただし、字句等の軽微な修正については、室長。
 - 二 回答書等様式の記載例の策定及び変更 室長
- 2 本機関は、回答書等様式及びその記載例を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表する。

(報告)

- 第8条 室長は、事前相談又は接続検討に対する回答を行ったときは、遅滞なく、その旨を計画担当理事に報告しなければならない。
- 2 計画担当理事は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、その回答の概略を理事会に報告しなければならない。

附則

この規程は、平成28年3月16日から施行する。